

沼監第13号  
令和元年8月2日

沼田町長 横山 茂様

沼田町代表監査委員 金子幸保

沼田町監査委員 高田勲

### 平成30年度沼田町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定によって、平成30年度沼田町水道事業会計の決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

#### 記

##### 1. 審査の対象

(1) 平成30年度沼田町水道事業会計決算

##### 2. 審査の期間

令和元年8月1日

##### 3. 審査の概要

(1) 決算審査に当たり、提出を受けた決算報告書その他財務諸表について関係諸帳簿に基づき計数の信憑性を確認するとともに、企業会計原則に従って処理し、関係諸法令に準拠して作成され、また、企業の経営状況並びに財政状況が適正に表示されているか否かについて審査した。

(2) 水道事業の棚卸資産（貯蔵品）については、年度末実施の棚卸時に立会検査し、在庫並びにその受払の実態を確認して決算審査の正確を期した。

##### 4. 決算の適否について

(1) 予算と決算の状況

別紙一覧表のとおり

(2) 決算の適否について

慎重に審査した結果、適正な決算であることを認める。

### (3) 審査における意見

平成30年度中に発生した北海道胆振東部地震時に、ライフラインの重要性が再認識された中で、大きな混乱もなく安全な水の供給が出来たところであり、今後も危機管理意識を持ち続けて、災害や事故への有事に備えてもらいたい。

このような状況を踏まえながら、水道施設の老朽化や水質管理に対応する計画的な設備投資を進めると共に、今後の世帯数や人口の減少に備えたコスト管理を含めた適切な運営を望むものである。